

韓国における 隣接職種との職域問題

東京弁護士会会員・国際室嘱託

北村 聡子 ● Kitamura, Satoko

1 2009年7月19日、韓国のソウルにて、大韓弁護士協会(以下、「大韓弁協」と日弁連との第23回定期交流会が開催され、「ロースクール制度の施行による問題点および対策」と「弁護士と隣接職種との職域問題および対策」という2つのテーマについて意見交換会が持たれました。

本稿では、このうち後者のテーマ、すなわち、おとなり韓国における、いわゆる「隣接士業問題」についてご紹介したいと思います。

2 韓国における法曹隣接職種

韓国では、弁護士(2009年現在、会員数9633名)のほか、「法務士」(日本でいう司法書士、2008年11月末現在5821名)、「弁理士」(同4821名)、「税務士」(日本でいう税理士、同7923名)、関税士(日本でいう通関士、同1257名)、公認労務士(日本でいう社会保険労務士、同2078名)が、一般的に「法曹隣接職種」として分類されています。日本と異なり、行政書士や会計士は、隣接職種とは認識されていないとのことです。

3 法務士(司法書士)への訴訟代理権の一部拡大法案

2009年4月、法務士(司法書士)に対して、少額事件(訴額2000万ウォン以下)、民事調停、証拠保全、提訴前和解における代理権を付与する法案が法制司法委員会に上程され、現在、委

員会で検討中とのことです。

特に韓国では、民事事件全体に占める少額事件の割合が74.3%(2007年現在)と高く、その訴訟代理権が他業種に拡大されることによる弁護士業界に対する影響は、極めて大きなものになることが予想されます。

これに対して大韓弁協は、少額訴訟においても、事案の複雑性、処理の困難性において通常の民事訴訟と異なるところはなく、少額なら弁護士でなくとも処理できるという考え方は誤りであるとして、当該法案に反対しています。

一方、そもそもこのような法案が上程された背景には、少額訴訟における弁護士受任率の低さに対する批判があるとのこと。

そこで大韓弁協では、各地方弁護士会と連携してタスクフォースを作り、少額事件担当弁護士制度を策定。報酬の上限を100万ウォンとした上で、50万ウォン以上の部分は弁護士会が負担するほか、少額事件を引き受ける弁護士が少ない弁護士過疎地域には、隣接地域の弁護士会から弁護士を派遣するなどの制度設計に努めていることが紹介されました。

4 弁理士への訴訟代理権の一部拡大法案

また、2006年11月には、特許訴訟において弁理士に弁護士との共同代理権を付与する法案が発議され、現在は法制司法委員会での検討中とのことです。

これに対して大韓弁協は、共同代理を許せば当事者に過度の経済的負担を与えることにもつながるし、訴訟も複雑化すると、当該法案に反対しています。

5 弁理士・税理士自動登録制度廃止法案

さらに2007年10月には、弁護士弁理士・税理士資格自動取得制度を廃止する法案が発議され、現在、それぞれ法案審査小委員会、租税小委員会で検討中とのことです。

これに対して大韓弁協は、これらの法案は、2009年に新たに導入されたロースクール制度により近い将来、大量輩出が予定されている、知財・租税専門弁護士の行き場を失わせるものであるとして反対しています。

一方、そもそもこれらの法案が発議された背景には、自動取得制度の存在にもかかわらず、実際に弁理士・税理士として登録し活動している弁護士が少ないことへの批判があるとのこと。

そこで大韓弁協は、会員による弁理士・税理士登録を推進すべく、弁護士会が登録手続を代行しているとのこと。また、各会員の専門分野に関する名簿を弁護士会が策定し、これを市民に広く公開するための制度案を作成していることなどが紹介されました。

6 このように、おとなり韓国ではここ数年、次々と弁護士の職域を侵害するような法案が上程され、状況は緊迫しています。

一方日本では、簡裁代理権の司法書士への拡大、弁理士による特許訴訟における共同代理など、韓国で議論されている問題のうち一部は既に実現してしまっていることから、その経緯や影響について大韓弁協からは強い関心が示されました。

これに対して日弁連からは、司法書士に対する簡裁代理権拡大に伴い、過剰広告問題や、一部請求で受任した上で140万円以上で和解す

るといった脱法行為が認められることなどが紹介されました。一方、特許訴訟における弁理士との共同代理については、弁理士が以前から補佐人として出廷することが認められていたことや実際の利用件数がさほど多くないこと等から、深刻な問題は起きていないことが報告されると、大韓弁協の側からは「意外だが参考になった」との感想が聞かれました。

7 なお、大韓弁協はこの問題について、隣接職種団体との意見交換会を実施したそうですが、実際には双方の立場の隔たりが大きくあまりうまくいかなかったとのこともありました。

また、国会に向けたロビーイング活動については、弁護士が自己の利権のためだけに活動しているとの誤解を生みやすいという問題があり、むしろ弁護士会としては、このような法案提出の背景事情(少額訴訟における弁護士受任率の低さ等)に対する対応策を具体的に進めることで国民の理解を求めるための活動に邁進していることが説明されました。

8 弁護士が長年にわたり訴訟代理権を独占してきたその根本には、弁護士が、「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」を使命とし(韓国の弁護士法にも同様の使命規定があるそうです)、確立した自治組織を有し、厳格な資格要件と倫理規定のもとで職務を遂行しているという事実があります。そのことを国民に「実感」してもらうことこそが、問題解決のために最も説得力のある近道であることを双方弁護士会が互いに確認しつつ、意見交換会は盛会のうちに終わりました。